

佐賀県告示第 4 号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）第 8 条第 2 項の規定により、平成 28 年度木材業者及び製材業者を次のとおり変更した。

平成 29 年 1 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

木材業者					
登録番号	登録年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐木武第12号	平成28年12月7日	变更前	武雄市武内町大字真手野28261番地 1	株式会社NONAKA	代表取締役 野中 秀雄
		变更后	〃	〃	代表取締役 野中 雅央

製材業者					
登録番号	登録年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐製武第8号	平成28年12月7日	变更前	武雄市武内町大字真手野28261番地 1	株式会社NONAKA	代表取締役 野中 秀雄
		变更后	〃	〃	代表取締役 野中 雅央